

常勤職員（研究職員）採用の基本方針

国立研究開発法人防災科学技術研究所は、防災科学技術に関する総合的な研究機関として、防災を取り巻く諸情勢の変化に機動的に対応し、国のレジリエンスを強化し、ひいては持続可能な社会創りに貢献することを旨として、優れた人材を採用し、国が定める方針に沿って、卓越した研究の成果を創出するとともに、学際融合や社会連携に果敢に取り組む基盤の強化につなげることであります。

常勤職員（研究職員）の採用にあっては、研究所が進める重要な事業・プロジェクトの中心となり、将来の研究所のマネジメントを担うことが期待できる人材について、原則として研究所が定めた公募要領により広く公募し、公平かつ公正に選考することとしております。

なお、公募により公平かつ公正な選考を経て当研究所に採用されている契約研究員（有期雇用職員）に関しては、その研究実績等を考慮し、選考により常勤職員（研究職員）として採用することができることとしております。

令和2年7月29日

令和7年6月26日改正

国立研究開発法人防災科学技術研究所